

○西東京市いじめ問題調査委員会規則

平成28年 3 月31日

規則第49号

(趣旨)

第1条 この規則は、西東京市いじめ防止対策推進条例（平成27年西東京市条例第59号）第12条第7項の規定に基づき、西東京市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 調査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第3条 調査委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 調査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 調査委員会の会議は、委員長が必要と認めるときは、調査委員会に諮って、全部又は一部を公開しないことができる。

(意見等聴取)

第4条 調査委員会は、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴取することができる。

(専門調査員)

第5条 委員長が必要があると認めるときは、調査委員会に専門調査員を置くことができる。

- 2 専門調査員は、委員のうち委員長が指名した者から、市長が委嘱をする。
- 3 専門調査員の任期は、それぞれ事案ごとに調査委員会が定める。

(部会)

第6条 委員長が必要があると認めるときは、調査委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員及び専門調査員の内から、委員長が指名する者（以下「部会員」と

いう。) 3人以上をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長がこれを指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における調査の経過及び結果を調査委員会に報告する。

5 第3条の規定は、部会に準用する。この場合において、同条中「調査委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(秘密の保持)

第7条 委員及び専門調査員は、第3条第4項（前条第5項において準用する場合を含む。）の規定により公開しないこととされた調査委員会及び部会の会議において職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 調査委員会の庶務は、子育て支援部子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。